

専門実践教育訓練給付金対象講座について

一般社団法人地域連携プラットフォームが実施する「キャリアコンサルタント養成講習」は、一部新設講座を除き、【専門実践教育訓練給付金】対象の指定講座です。本制度を利用すると、一定の要件を満たした場合、受講料の最大80%が支給されます。

講座名	キャリアコンサルタント養成講習
施設名	一般社団法人地域連携プラットフォーム
指定番号	1110055-2010011-0
受講料	297,000円
受講開始予定日～修了予定日	受講するコースの開講日初日～講習最終日
目標とする資格名称	国家資格キャリアコンサルタント

■支給対象者

受講開始日前までに、一定期間の雇用保険被保険者期間が必要です。

- 初回受給の場合：原則2年以上
- 過去に専門実践教育訓練給付金を受給した場合：原則3年以上

※受給資格の有無については、必ず住所地を管轄するハローワークへご確認ください。当法人では判断できません。

■支給額

- ① 受講修了後：受講料の50%
- ② 資格取得+雇用保険加入：追加20%
- ③ 賃金が5%以上上昇した場合：さらに10%

※そのほかにも条件があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

■申請の流れ

① 受講前

1. ハローワークで受給資格確認
2. 訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成
原則、受講開始日の2週間前までに受講前申請手続き完了

② 受講修了後（50%申請）

修了日の翌日から1カ月以内に、住所地管轄ハローワークで支給申請

③ 資格取得後（追加20%）

受講修了後1年以内に修了証明書に記載されている該当の国家試験を受験して
国家資格を取得し、雇用保険被保険者として雇用された場合

→ 雇用された日の翌日から1カ月以内に申請

※既に被保険者の場合

→ 資格取得日の翌日から1カ月以内に申請

（*支給申請の時期は下記参照）

④ 賃金上昇時（追加10%）

受講修了後、受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇し、
国家資格を取得のうえ、雇用保険被保険者として雇用された場合

→ 雇用された日の翌日から6カ月を経過した日から6カ月以内に申請

※既に被保険者の場合

→ 資格取得日の翌日から6カ月を経過した日から6カ月以内に申請

※専門実践教育訓練給付金の支給・申請についての詳細は、住所地管轄のハローワークにお問い合わせください。

*追加給付の対象となるための支給申請の時期

専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加給付を受けるための支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1カ月以内（被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1カ月以内）